

回答書

(鳥獣被害防止対策に係る人材育成業務委託)

■ 質問に対する回答

① Q : ・農林水産省の指針に従って講習を行う予定だが、これまでの鳥獣害対策の問題点や矛盾点を指摘することは問題か。

・新しい防除の方法も説明したいが、柵と箱わなの複合など今まで一般に公開されていない方法は、仕様書にある特定の方法に該当し、説明できないのか。公平性を欠くことがなければ説明は可能か。

・仕様書の「4 (4)研修内容」に、「侵入防止柵・電気柵等の正しい設置方法」とあるが、柵を正しく設置しても、高さをイノシシ用の 20 センチメートルに設定した場合、うり坊は容易に通り返ける。一度突破した個体が成長し、再度ほ場へ侵入して被害を及ぼしている等の状況を説明することは問題ないか。

・過去にも研究されていて、現在改良された最新の鳥や獣をほ場から追い払う手法（リモコン式・ガス鉄砲、爆音機）の説明や提案等を行ってもよいのか。

A : ご質問については、研修内容に関するものであるため、予定されている研修内容を企画提案書としてご提案いただければと思います。なお、企画提案に当たっては、仕様書に定めているとおり、受講者への説明に関して、他の専門家を批判したり、特定の企業の製品のみ紹介したりするなど、公平性を欠くものにならないようにしてください。

② Q : 経費に関して、契約締結前に支払い時期等の相談をすることは可能か。

A : 提出された企画提案の審査を経て決定した契約予定者と県の間で、支払いに関する条項も含めた契約に関する取り決めについて協議することが可能です。

鹿児島県農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係

TEL : 099-286-3114 (直通) FAX : 099-286-5589

E-mail : nouson-tyuusan@pref.kagoshima.lg.jp